

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 48 年 9 月まで
② 昭和 63 年 8 月

申立期間①について、昭和 40 年代に、A 区役所の B 支所で国民年金の加入手続を行い、同支所の職員から 2 年前までさかのぼって保険料を納付できると言われ、正確な納付年月は覚えていないが、48 年又は 49 年に、2 年分の保険料をさかのぼり、2 回に分けて、同支所で納付したと思うので、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②は、国民年金の未加入期間とされているが、昭和 63 年度の国民年金保険料 1 年分を前納したにもかかわらず、昭和 63 年 8 月は保険料を還付された期間なので、可能であるならば、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 48 年又は 49 年に申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって A 区役所の B 支所で納付したと思うとしており、申立人が納付したと思うとする時期からすると、申立期間①の全部又は一部は過年度納付等により納付することになるが、同区では、当時同区役所 B 支所では過年度納付等の保険料は収納していなかったとしている。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたもの

と認めることはできない。

なお、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 37 年 3 月の国民年金保険料を第 2 回特例納付していることが確認でき、その前後の 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を平成 10 年 12 月に還付されており、その 1 か月分の保険料額が 900 円であり、第 2 回特例納付の保険料額と一致することから、昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの期間について特例納付したと推認できるところ、当該期間のうち 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの 17 か月間は、還付理由「厚生年金等加入」又は「誤適用者」として、平成 10 年 12 月に保険料を還付されているが、当該期間は、申立人は厚生年金保険被保険者であることを踏まえると、特例納付したと推認できる 18 か月分のうち 17 か月分の保険料は、当時、特例納付の対象期間であった昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月までの期間、39 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料として納付したものと考えるのが相当である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録には、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を、還付理由「厚生年金等加入」として、同年 1 月に還付した旨の記載があり、当該期間の前納分の保険料額と記載された還付金額は一致しており、申立期間②を含む昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの保険料を還付した事実を疑わせる事情は見当たらない。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和 63 年 7 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 30 日に同資格を喪失し、さらに、同年 9 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることから、本来であれば、同年 8 月 30 日から同年 9 月 9 日までの期間は第 1 号被保険者として国民年金の被保険者となるべき期間であるが、オンライン記録によると、申立人の当該期間は未加入期間とされており、保険料を還付する前は納付済期間となっていたことから、この期間については、納付済期間とする必要がある。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、昭和 45 年 4 月に大学に入学したころ、私は A の B 職を目指すことを決心した。両親と話合いの結果、大学を退学しないことを条件に A として独立できるまでの間、学費と国民年金保険料の支援をしてもらうことになった。申立期間①の保険料は母親が納付したはずである。

申立期間②については、私は既に B 職として自立していたので、私自身が母親から引き継いで国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②当時は既に B として自立していたので、申立期間②の国民年金保険料をその母親から引き継いで納付したと主張している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 50 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点からすると申立期間②は保険料を納付することが可能な期間であり、申立期間②前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人が、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その両親と話合いの結果、学費と国民年金保険料の支援をしてもらうことになったので、申立期間①の保

険料はその母親が納付したはずであると主張している。しかしながら、申立人の国民年金への加入手続をして、申立期間①の保険料を納付したとするその母親は既に他界しており証言を得ることができず、申立人自身は申立期間①の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 2 月の時点では、申立期間①のうち、45 年 11 月から 47 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間はさかのぼって納付する期間であるが、上述のとおり、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで

申立期間当時、私はA区に居住しており、昭和38年10月ころに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、その加入手続を行った時点から納付しており、国民年金の加入手続の数日後に自宅に訪れた、黒い鞆を持った年配の役所の職員を通じて定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年10月ころに国民年金の加入手続を行い、数日後に申立人の自宅に訪れた役所の職員を通じ、その加入手続を行った時点からの国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から39年10月ころに払い出されていることが確認でき、それ以降の39年10月から41年3月までの期間については、当該払出時点から保険料を納付することができる期間である。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA区では、その当時、同区の職員による保険料の訪問徴収が行われていたことが確認でき、申立人が18か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち昭和38年10月から39年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり39年10月ころに払い出されており、当該期間はその払出し以前の期間となるところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点からの国民年金保険料を納付した

としていることから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が昭和 38 年 10 月から 39 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月

会社を辞めた平成4年11月にA市役所B出張所（現在は、C市役所D支所）において、自分で国民年金への資格変更手続きをし、保険料もB出張所で納めた。E会で住宅資金の融資を受けた時の融資要件に年金の継続納付があり、その要件を満たしたので融資を受けられたのだから申立期間が国民年金に未加入のはずがない。申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた平成4年11月にA市役所B出張所において自分で国民年金への資格変更手続きをし、保険料も同出張所で納めたとしているところ、C市によると、昭和56年4月からB出張所において国民年金への加入手続きが可能であり、保険料納付も平成4年当時のA市の納付書に記載されている保険料納付場所に当該出張所も含まれているとしており、B出張所において保険料納付が可能であったことから、申立人の申述と符合する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年7月ころ払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は納付可能な期間である上、1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料が納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出された年金手帳の国民年金の記録欄において、平成4年11月に国民年金の資格を取得し、4年12月に資格を喪失した記録がA市の押印とともに確認でき、当該期間を未加入期間として記録され

ているオンライン記録と符合しないことから、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 43 年 6 月まで

昭和 45 年 8 月ころ、夫が私の国民年金の加入手続をし、保険料も夫が一括で約 3 万円を納付してくれた。当時は第一子を妊娠しており、夫と一緒に勤めていた A 店の主人に「今なら 20 歳までさかのぼって国民年金に加入できるということなので、B さんがいなかったけれど C さん（申立人の夫）が手続したから。」と言われたことをよく覚えているので、申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 45 年 8 月ころに国民年金の加入手続をし、過去の未納保険料を一括納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、第 1 回特例納付実施期間内である同年 7 月ころに払い出されたものと推認され、かつ、その夫が納付したとする保険料額は、当該記号番号の払出時点から 39 年 8 月までさかのぼった保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険加入期間に挟まれた平成 7 年 6 月から同年 12 月までの 7 か月間を未納としたほかは 361 か月間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 2 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から 55 年 4 月まで
④ 昭和 57 年 4 月
⑤ 昭和 62 年 3 月から平成 9 年 12 月まで

申立期間①については、国民年金保険料の納付日が押印された国民年金手帳を持っている。

申立期間②については、領収証書を持っている。

申立期間③及び④については、結婚前から一緒に住んでいた現在の夫の分と一緒に保険料を納付していた。

申立期間⑤については、昭和 63 年ころに A 市から未納保険料に係る納付勧奨の書類が送られてきたので、10 数万円の保険料を A 市役所かその出張所で納付した後に、現在の夫の分と一緒に同市役所かその出張所で定期的に納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間の検認記録欄に「43.7.5」と押印された国民年金手帳を所持している。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料領収証書を所持している。

さらに、申立期間③のうち昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）に「本年度納付済」と押印されていることが確認できる。

加えて、申立期間④について、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫は納付済みとなっており、申立人が 1 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 一方、申立期間③のうち昭和 50 年 10 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 4 月までの期間について、申立人は、結婚前から一緒に住んでいた現在の夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は、保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間③のうち昭和 50 年 10 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間⑤について、申立人は、昭和 63 年ころに A 市から国民年金の未納保険料に係る納付勧奨の書類が送られてきて、十数万円の保険料を A 市役所かその出張所で納付した後に、現在の夫の分と一緒に同市役所かその出張所で定期的に納付していたとしているが、申立人が所持しているその夫の領収証書から、その夫の当該期間に係る保険料は金融機関で納付されていたことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立期間⑤は 130 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 49 年 3 月は厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで

A職 1 年目が過ぎた昭和 55 年 4 月ころ、「これからは自分で払いなさい。」と私の父から年金手帳を渡された。父が私に話した言葉の内容から、それまでの期間は両親のどちらかが保険料を払ってくれたと考えていたので、国民年金加入の最初の 1 年弱の期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親のどちらかが国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 5 月ころ払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間はさかのぼって保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が 11 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付しており、種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高いと認められる上、申立期間についてその母は国民年金に任意で加入し保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

私は、昭和44年3月にA社を退職した後、45年4月に結婚し、同年11月ころ私が国民年金に加入していないことを夫が知り、同年同月に夫とともにB町役場（現在は、C市役所）で加入手続を行った。

国民年金の加入手続の際に、職員から「さかのぼって保険料を納付できる。」と言われ、総額8,000円くらいのうち、当年度分の保険料4,800円くらいをその場で納付した。

国民年金の加入手続後に、D社会保険事務所（当時）から、昭和44年3月から45年3月までの納付書が届き、E銀行（現在は、F銀行）G支店の外交員を通じて3,300円くらいの保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月ころにB町役場でその夫とともに国民年金の加入手続を行い、総額8,000円くらいの保険料のうち、当年度分の保険料4,800円くらいをその場で納付し、その後、D社会保険事務所から送付されてきた納付書により過去の保険料3,300円くらいをE銀行G支店の外交員を通じて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から45年10月ころに払い出されたと推認され、申立人の所持する国民年金手帳には「昭和45年12月5日発行」と記載されていることから遅くとも同年12月までに加入手続を行ったと考えられ、同年12月の時点からすると申立期間のうち45年4月から46年3月までの期間は現年度納付が可能であり、また、44年3月

から 45 年 3 月までの期間は過年度納付が可能な期間であり、申立人の申述と符合する。

また、申立人が B 町役場で国民年金の加入手続をした際に、職員から過去の保険料をさかのぼって納付でき、現年度納付が可能な保険料と、過年度納付が可能な保険料との合計額は 8,000 円くらいと言われたとしているところ、その額は、申立期間の保険料額におおむね一致しており、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月及び同年3月
② 昭和42年12月から43年2月まで
③ 昭和59年4月から同年6月まで

国民年金保険料について、私は、住所の移転を何度も繰り返しているが、それぞれの住所地の役所で未納や未加入がないように納付してきたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納や未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、住所の移転を何度も繰り返しているが、それぞれの住所地の役所で未納や未加入がないように納付してきたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得日から昭和39年1月ころに払い出されたと推認されることから、申立期間①は納付可能な期間であり、申立人が2か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人は、住所の移転を何度も繰り返しているが、それぞれの住所地の役所で未納や未加入がないように納付してきたはずであるとしているが、申立期間②は、申立人の所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）に昭和42年12月15日に国民年金の被保険者資格を喪失したとする記録がある上、当該期間は任意加入期間であったことから、

未加入であり制度上保険料を納付できなかつた期間であると推認される。また、申立期間③は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の期間であり、A市被保険者名簿には、申立期間③直後の59年7月5日に国民年金の被保険者資格を取得した記録がある上、当該期間は任意加入期間であったことから、未加入であり制度上保険料を納付できなかつた期間であると推認される。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から56年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

昭和55年*月に20歳になったころ父がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、56年2月中旬に市役所から1年分の未納期間があるとの連絡があったので、父が保険料4万9,500円を市役所の窓口で納付してくれた。

昭和56年4月からの保険料はB銀行C支店で口座引き落としにしていたが、56年10月からの6か月間が未納になっているとのことで、父が2万7,000円を市役所に届けた。

納めたはずの15か月間と6か月間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿により、申立期間を含む昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料が59年1月に過年度納付されていることが確認できる。

2 申立期間①について、申立人は、20歳になったときにその父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとしているが、その父は加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間①の保険料納付をうかがわせる事情を得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の国民年金手帳記号番号払出状況から昭和58年11月ころに払い出されたと推認され、払出

時点からすると申立期間①は時効により保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間②を含む昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料が 59 年 1 月に過年度納付されており、その期間の納付に必要な保険料額は、申立人がまとめて納付したとする金額とおおむね一致しており、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和55年1月から56年4月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月8日から56年5月31日まで
株式会社Aに勤務していた昭和55年1月8日から56年5月31日までの標準報酬月額が著しく引き下げられているのは納得できない。当時の給与額は25万円か26万円であった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の記録は、当初26万円と記載されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（昭和56年5月31日）の後である同年6月9日付けで、55年1月8日にさかのぼって標準報酬月額が同年1月から同年9月までの期間は3万円、同年10月から56年4月までの期間は4万5,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、昭和56年6月9日に申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正処理された被保険者が、申立人のほか5人（事業主含む）確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、株式会社Aにおける資格取得時賃金月額は26万8,000円で登録されている上、離職時の賃金月額も26万8,680円であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な

記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、26 万円に訂正す
ることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成6年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年3月1日まで

平成3年4月1日に株式会社Bの新卒採用社員として入社後、グループ会社である株式会社Aに転籍となり、6年3月1日に再び株式会社Bに戻ってきた際の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、在職証明書、社員台帳及び給与明細書により、申立人が株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成6年3月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年3月の給与明細書における保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を平成6年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月24日から41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を40年12月24日に、資格喪失日に係る記録を41年1月1日に訂正し、40年12月の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月24日から41年2月12日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。しかし、昭和40年12月にA株式会社C工場がD地に移転した際、D地へ転勤し、引き続いて44年2月まで一貫して同社に勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、同僚が所持する同僚の昭和40年11月から41年2月までの給与支払明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが認められる上、事業主の回答により、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるところ、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのは41年1月の給与支払明細書までであることから、申立人は、申立期間のうち、40年12月24日から41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の申立人の

被保険者原票から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所索引簿によれば、A株式会社B工場は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同僚の記録や供述により、適用事業所となった時点で少なくとも被保険者は34人おり、申立期間当ても申立人の同僚が5人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社B工場は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間については、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるところ、上記の同僚の同年2月の給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

株式会社Aから平成17年7月25日に賞与が支給されたが、その賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず標準賞与に関する記録が無い。申立期間に係る賞与分の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の「平成17年7月分給料明細書」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支店（適用事業所名簿に記載の事業所名）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年11月1日、資格喪失日は25年4月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年11月から24年4月までの期間は8,100円、同年5月から25年3月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から25年5月1日まで

申立期間は、A株式会社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和23年11月1日から25年4月15日までの期間について、A株式会社B支店の同僚の供述から、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（同名簿には「A株式会社」と記載）には、申立人と氏名、姓別及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和23年11月1日、資格喪失日は25年4月15日）が確認できる。

さらに、申立人の同僚からは、「申立人とは、一緒に勤務していた。『C』姓の従業員は申立人以外にいなかったと思う。」旨の供述が得られていること、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記記録のほかに申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確

認できないこと、及び上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容から、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、A株式会社B支店の事業主は、申立人が昭和23年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年4月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記のA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合記録から、昭和23年11月から24年4月までの期間は8,100円、同年5月から25年3月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和25年4月15日から同年5月1日までの期間について、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主等にも、当該期間当時の申立人の厚生年金保険の適用等について照会できない上、同僚からも、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、A株式会社B支店に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が適用事業所でなくなったのは、昭和25年4月15日であり、上記の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人と認められる者の被保険者資格喪失日と同日である。

さらに、A株式会社B支店及び同社（本店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様にA株式会社B支店から同社（本店）に異動した同僚は一人おり、当該同僚は、同社B支店で申立人と同日の昭和25年4月15日に資格を喪失し、同社（本店）で同年5月10日に被保険者資格を取得しており、両事業所間で被保険者記録が継続していない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年2月及び同年4月を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年1月1日、資格喪失日が同年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、同年8月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同事業所における被保険者資格喪失日を同年9月1日とし、同年8月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から同年9月1日まで

A社で厚生年金保険に加入していた期間のうち平成18年2月1日から同年8月31日までの標準報酬月額について、国の記録では14万2,000円となっているが、15万円に相応する厚生年金保険料が給与から控除されていたので、標準報酬月額を15万円に訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成18年9月1日であるべきところ、事業主が誤って同年8月31日と届け、国が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に被保険者資格喪失日訂正の届出が行われたため、厚生年金保険法第75条の規定により、同

年 8 月は保険給付に反映されない期間とされている。当該期間は、給与から保険料が控除されていたので、同年 8 月を保険給付に反映される厚生年金保険の被保険者期間とするとともに、控除された保険料に見合う標準報酬月額としてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成 18 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 18 年 2 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、平成 18 年分賃金台帳及び給与支払明細書に記載の厚生年金保険料額及び報酬月額から、15 万円とすることが妥当である。

一方、上記以外の期間については、上記の平成 18 年分賃金台帳及び給与支払明細書に記載の厚生年金保険料額及び報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 18 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人に係るタイムカード、平成 18 年分賃金台帳及び給与支払明細書の記載等により、申立人は、A 社に 18 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで継続して勤務し、同年 8 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 18 年 8 月の標準報酬月額については、平成 18 年分賃金台帳及び給与支払明細書に記載の報酬月額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該保

険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年4月1日、資格喪失日は同年7月8日であると認められ、B事務所における厚生年金保険被保険者資格取得日は25年3月1日、資格喪失日は26年2月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年5月は120円、同年6月は600円、25年3月から26年1月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月ころから同年7月ころまで
② 昭和25年2月17日から31年7月1日まで

私は、終戦後の昭和22年4月ころから同年7月ころまで、C町（現在は、D市）にあったA株式会社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、25年2月ころ、新聞広告に載ったE施設の5,000人の募集に応募して採用され、39年7月まで継続してF地及びG地のH施設で勤務したが、25年2月17日から31年7月1日までの期間の厚生年金保険の記録が空白となっているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社に係る登記簿謄本等が確認できないため、同社に対して申立内容の確認ができないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元同僚の一人が、勤務期間は不明としているものの、申立人が同社に勤務していたことを供述し

ていること、及び申立人が供述している同社の所在地（現在のD市）が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の事業所所在地と一致することから、申立人が、期間の特定はできないものの、A株式会社に勤務していたことがわかる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和22年4月1日、資格喪失日は同年7月8日）が確認できる。

さらに、申立人の元同僚は「『I』姓の男性の従業員は申立人以外にいなかったと思う。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該記録以外は、申立人と同姓（男性）の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年4月1日に被保険者資格を取得し、同年7月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における未統合記録から、昭和22年4月及び同年5月は120円、同年6月は600円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述並びに申立期間当時、J組織の従業員の管理を行っていたB事務所及びK事務所の事務を引き継いでいるL事務所は、申立人が、昭和23年2月7日から26年2月1日までの期間、B事務所に勤務していたことを回答していることから、申立人が申立期間のうち、25年2月17日から26年2月1日までの期間、B事務所に勤務していたことが認められる。

また、B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が一致し、氏名の一部が相違する「M」名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和25年3月1日、資格喪失日は26年2月2日）が確認できるところ、同名の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも同様の記録が確認できる。

さらに、上記「M」名の記録の資格喪失日が前記L事務所からの回答にある勤務期間の終期と一致することから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年3月1

日に被保険資格を取得し、26年2月2日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における未統合記録から、昭和25年3月から26年1月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、昭和25年2月17日から同年3月1日までの期間及び26年2月2日から31年7月1日までの期間については、B及びK事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では申立人の記録は確認できない上、L事務所からの回答では、Nカードからは26年2月2日から31年7月1日までの期間に係る申立人の記録は確認できないとしているほか、当該期間の申立人の厚生年金保険について、申立てどおりの資格取得及び資格喪失の届けを行ったかどうか及び保険料を給与から控除して納付したかどうかは不明としており、当該期間における申立内容の確認ができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年8月2日まで

私は、昭和38年9月からA社に勤務していたが、B社（現在は、C社。以下「D社」という。）の設立に伴い、45年12月にD社へ転籍した。しかし、D社の設立当初は従事員も少なく余裕もなかったため、社会保険関係については引き続きA社の被保険者として扱われ、同事務も同社で代行することとなった。47年8月2日にD社が厚生年金保険の新規適用事業所となったことに伴い、D社に所属する職員の社会保険関係の扱い及び同事務については同日からD社に移行することになった。私は45年12月の転籍時から平成11年6月まで継続してD社に勤務しており、同社で資格を取得する前の2か月間において、事務を代行していたA社での厚生年金保険の記録が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述、申立人が提出した申立人に係る昭和47年分給与所得の源泉徴収票、D社が提出した、50年12月*日に開催されたB社の設立5周年記念祝賀会における冊子の記事等により、申立人が申立期間において、D社に勤務していたことが推認できる。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額である6万

2,708 円は、申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 47 年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額及び D 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における同年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額に基づく各月の健康保険料及び厚生年金保険料並びに同年 6 月及び同年 7 月において A 社の被保険者であったものと仮定して算定した額の合計額にほぼ一致することが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人と同様に D 社に勤務していたことが上記設立 5 周年記念祝賀会における冊子の記事及び同僚照会から推認できる元同僚については、厚生年金保険の空白期間は無の上、当該期間の被保険者記録は A 社にあることがオンライン記録から確認できることから、同人に係る厚生年金保険料は未適用事業所である D 社において控除されていたが、取扱いは A 社で行われていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和 47 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における同年 5 月の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成11年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は平成9年6月2日から11年6月30日までA株式会社に勤務していた。厚生年金保険の資格喪失日が11年6月30日になっているのは間違っているため、資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細表、退職金計算書及び雇用保険記録により、申立人は、平成11年6月30日までA株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成11年6月の給与明細表の厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成11年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成元年9月から2年5月までの期間は9万8,000円、同年6月から3年1月までの期間は15万円、同年2月から同年9月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から3年10月31日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間における給与は、当初は15万円くらいだったが、後に昇給して27万円くらいになったと記憶しているのに、厚生年金保険の記録では8万円となっている。
過日、私の夫が同社勤務当時の標準報酬月額について、年金記録確認第三者委員会に記録確認の申立てを行った結果、不適正な処理がされていたことが確認できたので、私の標準報酬月額の記録についても正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の平成元年分給与所得の源泉徴収票から、元年9月から同年12月までは9万8,000円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年9月から2年5月までの期間は9万8,000円、同年6月から3年1月までの期間は15万円、同年2月から同年9月までの期間は30万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（3年10月31日）後の3年11月8日付けで、被保険者資格の取得日（元年9月1日）にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、当該事業所における複数の従業者が、「申立人は、社会保険に関する事務は行っていなかった。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の特減訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成元年9月から2年5月までの期間は9万8,000円、同年6月から3年1月までの期間は15万円、同年2月から同年9月までの期間は30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は7万9,000円、申立期間②は8万円、申立期間③は5万8,000円、申立期間④は7万円、申立期間⑤は4万円、申立期間⑥は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 29 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 7 月 31 日
④ 平成 18 年 12 月 27 日
⑤ 平成 19 年 7 月 31 日
⑥ 平成 19 年 12 月 26 日

ねんきん定期便に記載されたA株式会社在職時に支給された賞与額に相当する標準賞与額が、保管する賞与明細書の支給額と一致しないので年金事務所で訂正してもらったが、平成17年から19年までに支給された7月及び12月の賞与額に相当する標準賞与額については、厚生年金保険料の時効のため厚生年金保険の支給額に反映されないと聞いたが納得できない。支給額に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書から、申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、申立期間①は7万9,000円、申立期間②は8万円、申立期間③は5万8,000円、申立期間④は7万円、申立期間⑤は4万円、申立期間⑥は5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、標準賞与額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年4月1日から同年5月1日まで

申立期間は、株式会社Aに勤務していたが昭和27年4月の厚生年金保険の記録が無い。当該期間は、同社D支店から同社C支店へ転勤となったときであったので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和27年4月1日に同社D支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月の申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年12月30日まで
A株式会社に勤務していた平成3年10月からの標準報酬月額が、5年2月にさかのぼって引き下げられている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年11月までの期間について53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月30日より後の5年2月4日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された当時、A株式会社の取締役であったことが確認できるが、同社の元事業主、複数の元取締役及び元社員は、「申立人は当時B担当で、社会保険手続きにかかわっていなかった。」旨供述していること、申立人の平成3年10月及び4年10月の定時決定が特段の理由なく取り消^{そきゆう}されていることなどから判断すると、社会保険事務所において、このように遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年10月から4年11月までは53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和49年9月から51年7月までを20万円、同年8月から55年7月までを32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月1日から45年3月1日まで
② 昭和45年5月1日から同年10月20日まで
③ 昭和47年6月1日から58年6月1日まで

申立期間は株式会社Aに勤務していた。年金事務所で年金記録を確認したところ、同社から支給されていた給与総額とオンライン記録の標準報酬月額が相違している。

申立期間の報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和49年9月、50年5月、同年11月、51年8月、同年11月、同年12月及び52年10月については、この期間に係る給与明細書の提出があり、標準報酬月額について、給与明細書における支給総額及び保険料控除に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額及び申立期間当時の標準報酬月額に係る最高等級を上回っていることが確認できる。

また、昭和49年10月から50年4月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、同年12月から51年7月までの期間、同年9月、同年10月、52年1月から同年9月までの期間及び52年11月から55年7月までの期間については、当該給与明細書から認められる当該期間前後の標準報酬

酬月額及び当該標準報酬月額がいずれも当時の最高等級を上回っていることから判断すると、当該期間についても当時の厚生年金保険の上限等級であったことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、上記期間についてはいずれも厚生年金保険法に定める申立期間当時の標準報酬月額に係る最高等級より高いことから、標準報酬月額は申立期間当時における最高等級に係る月額となる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間③のうち昭和49年9月から51年7月までの期間については20万円、51年8月から55年7月までの期間については32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られなかったが、昭和49年9月から55年7月までの期間において6度の定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が処理を誤ったとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は当該控除されていたと認められる標準報酬月額（上記の申立期間当時における最高等級に係る標準報酬月額）に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②及び③のうち昭和47年6月から49年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、提出された給与明細書からも保険料控除を推認することが困難であるほか、同僚からも保険料控除に係る明確な供述を得ることができないことから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③のうち、昭和55年8月から58年5月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、当該期間に係る標準報酬月額が当時の最高等級として記録されていることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所C出張所における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から同年12月1日まで
昭和20年10月30日にA社のD生として所定の課程を修了し、同年11月1日からA社B支所C出張所に勤務した。しかし、被保険者記録照会回答票では、同年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。当時の辞令を持っているので、調査の上、当該期間を被保険者記録として追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社E長名の辞令、A社B支所の辞令及びA社B支所C出張所の同僚の供述により、申立人がA社B支所C出張所に継続して勤務し（昭和20年11月1日にA社本部から同社B支所C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から同年11月までを47万円、同年12月を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年2月1日から16年10月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成10年2月1日から16年10月1日に退職するまでの標準報酬月額が、給与の額に見合っていない。

給与明細表は無いが、平成12年の預金取引明細表で分かるように当時の給料は約65万円であった。調査の上、給与の額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成15年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人の管轄税務署が保管する申立人に係る平成15年所得税の確定申告書、これに添付された給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び16年の源泉徴収票により、申立人は、平成15年4月から同年11月までの期間は47万円、同年12月は50万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の平成15年4月から同年12月までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）が受け付けた14年及び15年の被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の標準報酬月額が41万円と記載されていること

が確認できることから、事業主は、源泉徴収票において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、前記1の平成15年4月から同年12月までを除く標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の平成11年12月から15年3月までの標準報酬月額については、12年から15年までの源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（41万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 一方、申立期間のうち平成10年2月から11年11月までの標準報酬月額については、源泉徴収票等の社会保険料の控除が推認できる資料が無く、同僚等からも保険料控除について明確な供述が得られないことから、申立人が主張する給与月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

また、平成16年1月から同年9月までの標準報酬月額については、平成16年の所得税の確定申告書及びこれに添付された源泉徴収票により、厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成10年2月1日から11年12月1日までの期間及び16年1月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月4日から34年6月1日まで

A社を退職した後の昭和34年10月に脱退手当金を受給したこととなっているが、そのようなものについて説明を受けたことも無いし、請求したことも無い。この記録に納得がいかないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務していた有限会社B及びC社については、いずれも計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人は、3回の被保険者期間のうち、特に有限会社Bについては、学校の紹介を受けて初めて就職した会社であり、明確に記憶している上、被保険者期間が4年間と申立期間よりも大幅に長いことから、同社について脱退手当金の請求を失念することは考え難い。

さらに、A社で被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権がある女性の被保険者13人について健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め3人と少なく、当時の同僚は、退職時に脱退手当金の説明を受けたことが無いと供述していることから、事業所による代理請求は考え難い。

加えて、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者手帳番号払出簿には、申立人の氏名が、「D」と記載されており、申立人が申立期間当時「E」であったことを考えると、

脱退手当金の裁定請求があれば、「D」は「E」に訂正されるものと考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
A院に係る昭和 63 年 8 月から平成元年 9 月までの標準報酬月額は 47 万円であるはずであるが、日本年金機構から届いた通知には 16 万円と記載されている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 16 万円と記録されている。

しかし、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、昭和 63 年 8 月 1 日付けで申立人が当該事業所に係る資格を取得した際の報酬月額は、158 万 3,000 円、標準報酬月額は、47 万円に係る届出が事業主から行われ、かつ、同年 8 月 10 日付けで B 社会保険事務所長（当時）の確認印が押されていることが確認できる。

また、事業主は、申立人についての賃金台帳は保管していないが、申立人の職種から判断すると、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている報酬月額及び標準報酬月額は妥当であり、同決定通知書の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年3月4日から同年4月1日まで

私の所持するA株式会社が発行した退職証明書からは、退職年月日が2006年(平成18年)3月31日、社会保険脱退日が同年4月1日であることが確認できるが、社会保険庁(当時)の記録では、同社における厚生年金保険資格喪失日が18年3月4日となっており、被保険者期間が1か月欠落していることに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった賃金台帳(給与)から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、A株式会社が発行した退職証明書を所持しており、同証明書から、退職年月日が2006年(平成18年)3月31日、社会保険脱退日が同年4月1日であることが確認できる上、同社人事管理部は、「申立人は、18年3月31日まで同社に勤務していた。本来は、厚生年金保険の資格喪失日を同年4月1日とすべきところを、錯誤により社会保険事務所(当時)に誤った届出をしたものと考えられる。」と供述していることから、申立人は、18年3月31日まで同社に継続して勤務していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成 18 年 4 月の賃金台帳における報酬月額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は事務手続に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成 18 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年4月1日から11年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年5月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成11年10月から12年4月までの申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から13年11月16日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成9年4月から13年10月までのねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、実際の給料の額と相違していることに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年4月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額については、当初申立人が主張する59万円と記録されていたところ、同年10月4日付けで、当該期間の標準報酬月額を20万円にさかのぼって訂正されていることが、オンライン記録において確認できる。

また、事業主は「滞納している社会保険料を減額するために、社会保

険事務所の職員と相談の上、申立人には相談せずに申立人と自分の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正処理した。」と供述しているところ、事業主自身の当該期間の標準報酬月額も申立人と同様、平成11年10月4日付けでさかのぼって減額処理されていることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、複数の同僚は、当時、事業所の経営は苦しく、資金繰りに苦勞していた。申立人は営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった旨を供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの取締役であったことが、閉鎖役員謄本から確認できるが、事業主及び同僚の前述の供述から、申立人は取締役であったものの、申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成11年10月4日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、当該処理をさかのぼって行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、59万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の標準報酬月額の定時決定（平成11年10月1日）において20万円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成11年10月から13年10月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録では20万円と記録されている。しかしながら、株式会社Aが発行した平成11年分及び12年分の申立人に係る給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額欄に記載された額から、当該期間のうち、11年10月から12年4月までの厚生年金保険料として算出された額に見合う標準報酬月額は、59万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年4月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による当該期間の納付義務の履行については、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらないことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、当該期間のうち、平成12年5月から13年10月までの期間の標準報酬月額については、平成12年分及び13年分の申立人に係る給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万7,350円）に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

埼玉国民年金 事案 3872 (事案 496 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私は、昭和40年3月に会社を退職し翌年4月に結婚したので、当時住んでいたA区役所に婚姻届を提出するとともに、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、その後、毎月オートバイで区役所に行き国民年金保険料を窓口で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、A区役所の窓口で毎月納付したと申述しているが、申立期間当時、A区では3か月ごとの保険料納付であり、申立人の申述と符合しないこと、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらないこと、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年5月の時点では、申立期間のうち、40年4月から42年3月までは時効により納付できない期間であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間を除く期間はすべて納付済みなのに、申立期間のみが未納であるのは不自然であると申述するが、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその妻の申立期間の保険料も未納であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。このことから、申立人の今回の申述は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から6年3月まで

申立期間については、平成5年7月ころ、両親と相談し国民年金に加入して保険料を納付することとし、母親が3年8月から5年3月までの保険料 18 万 8,400 円をA郵便局で納付し、5年4月から6年3月までの保険料 12 万 6,000 円を金融機関で納付した。郵便局及び金融機関が発行した納付書により母親が納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成5年7月ころ、その両親と相談し国民年金に加入して保険料を納付することとし、その母親が3年8月から5年3月までの保険料 18 万 8,400 円をA郵便局で納付し、5年4月から6年3月までの保険料 12 万 6,000 円を金融機関で納付したと申述している。しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親の納付時期及び納付方法に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間に係る納付書をすべて所持しているが、申立期間のうち、平成3年8月分から5年3月分までの過年度納付保険料についてはB社会保険事務所（当時）発行の納付書3片すべてを所持しており、これに領収日付印は無く、5年4月分から6年3月分までの現年度保険料に係るC市発行の納付書も3片すべてを所持しており、これに領収日付印が無いことから、申立期間の保険料を納付したことは確認できない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、

申立人の申立期間に係る納付記録は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 63 年 3 月まで

申立期間について、運転免許を昭和 58 年 9 月ころに取得し、車を購入するため住民票が必要となり A 市役所に行ったところ、住民票の届けを B 市から移していなかったため過料を払った記憶がある。その時に市役所の窓口で国民年金に加入しているかを聞かれたが、加入していなかったため、半年ほどたったとき実家の母に相談をして国民年金への加入手続を私が行い、母から送金してもらったお金でさかのぼって国民年金保険料を納付した。当時の私としてはかなりの額の未納分の国民年金保険料を納付した記憶があるが、金額については覚えていない。年金手帳の被保険者になった日が 55 年 10 月 20 日となっており、その日までさかのぼって納付したと思っていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住民票の移転届を A 市役所に提出した昭和 59 年 2 月ころに市役所の窓口で国民年金の加入をしているかを聞かれ、加入していなかったためその半年後にその母に相談して国民年金への加入手続を申立人が行い、その母から送金してもらったお金でさかのぼって国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年 2 月ころ払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和 55 年 10 月から 61 年 12 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、62 年 1 月から 63 年 3 月まではさかのぼって保険料を納付する期間であるが、申立人はさかのぼって納付した保険料額を覚えていないとしている。

また、申立人の国民年金保険料を負担したその母は病氣療養中のため、証言を得ることができない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、年金手帳に記載された資格取得年月日の時期までさかのぼって保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及^{そきゅう}して記載されることから、保険料納付の始期を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 63 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで

申立期間①については、私が 20 歳になった昭和 60 年*月に私の国民年金への加入手続を母が行い、その後は申立期間①及び②共に私と母との国民年金保険料を母が納付していた。申立期間①が未加入、申立期間②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 60 年*月に国民年金の加入手続をその母が行い、その後は申立人及びその母の国民年金保険料をその母が納付したとしている。しかしながら、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録には、申立人の国民年金の資格取得日は 61 年 4 月 1 日と記載されており、国民年金被保険者の資格取得日以前の期間である申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金への加入手続後は申立人及びその母の国民年金保険料をその母が納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 2 年 9 月ころ払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 7 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、63 年 8 月及び同年 9 月はさかのぼって保険料を納付する期間であるが、保険料を納付したとするその母は納付に関し

てはっきりした記憶が無いとしていることから納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 3 また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年7月まで

私は、国民年金保険料が未納となっていることを両親から注意され、短大を卒業し働くようになってからは貯金もできたので、平成10年8月ころ、過去10か月分の保険料を、納付期限の切れた納付書で納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年8月ころ、過去10か月分の保険料を、納付期限の切れた納付書で納付したとしているが、申立人の申述する「納付期限の切れた納付書」とは、現年度納付用の納付書であると推測されることから、申立期間のうち9年10月から10年3月までの期間については、納付したとする10年8月の時点では、過年度分の国庫金用納付書による納付となり、現年度分の納付書では制度上、納付することができないことから、申立人の主張は当時の取扱いと符合しない。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入するのは義務だと聞いていたので、昭和46年*月にA市役所に自ら赴き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、母が、家族の分と共にまとめて、自宅にやってきた自治会の集金人に納付していた。

申立期間が未加入となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月にA市役所に自ら赴き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、その母が自宅にやってきた自治会の集金人に納付していたとしているが、その母は既に他界しており証言を得ることができず、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和49年9月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、「初めて国民年金の被保険者となった日」は「昭和49年7月11日」と記載されており、B市の名簿及びオンライン記録でも申立期間は未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から7年4月まで
国民年金の加入手続についてはよく覚えていないが、A市役所から督促及び電話があったので、母と一緒に市役所へ行き、保険料を納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金への加入手続についてはよく覚えていないが、A市役所から督促及び電話があったので、その母と一緒に市役所へ行き、保険料を納付していたとしているが、申立人及びその母親から保険料額及び納付方法について具体的な申述が得られないことから、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、A市の国民年金保険料納付状況通知書には、申立人の資格取得日は平成22年3月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 62 年 12 月までの期間及び平成元年 7 月から 2 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 62 年 12 月まで
② 平成元年 7 月から 2 年 12 月まで

A 町（現在は、B 町）に引っ越してから 5 か月くらいたった平成 3 年 6 月ころ、C 社会保険事務所（当時）の職員から訪問したい旨の電話連絡があったので、同年 7 月又は同年 8 月に、同町にある私の仲人をしてくれた夫妻の自宅で会う約束をした。当日来た 50 歳ぐらいの男性から、申立期間に係る保険料が書かれた振込用紙を手渡されたので、同年 8 月末ころに、郵便局の窓口で兄から借りた 30 万円の中から一括納付した。納付金額は数十万円、期限は 1 か月以内だったことを覚えているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町に引っ越してから 5 か月くらいたった平成 3 年 6 月ころ、C 社会保険事務所の職員から訪問したい旨の電話連絡があり、同年 7 月又は同年 8 月に、同町にあるその仲人夫妻の自宅を訪ねてきた同事務所の職員を名乗る 50 歳ぐらいの男性から、申立期間に係る保険料が書かれた振込用紙を手渡され、同年 8 月末ころに、郵便局の窓口で申立人の兄から借りた 30 万円の中から一括納付したと主張している。しかしながら、当時の保険料徴収の実態について D 年金事務所に確認したところ、詳細は判然としないものの、C 社会保険事務所に係る申立人の未納保険料約 70 か月分のうち時効にかからない約 12 か月分を徴収するために、同事務所の職員が県外の E 県まで出張していた可能性は極めて低いとしている。

また、申立期間①は、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成 3

年8月末ころは時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間①及び②は、申立人が保険料を納付したとする当時に居住していたA町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では国民年金の未加入期間となっており、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月

私は、厚生年金保険には平成 14 年 7 月までしか加入していなかったが、14 年 9 月 * 日に A 市役所で入籍手続を行った際に、同市役所窓口職員から、「厚生年金保険を脱退してから国民年金第 3 号被保険者となるまでの期間が空白期間となり、14 年 8 月は国民年金に加入する必要がある。」と言われ、同市役所窓口で 1 か月分の保険料を納め、控えにレシートのような領収書をもらった記憶がある。もしかするとそうではなく、後日送付された納付書で保険料を納めたのかもしれないが、領収書類は既に廃棄している。保険料を納めていたはずであるので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年 9 月 * 日に A 市役所で入籍手続を行った際に、同市役所窓口で職員に「厚生年金保険を脱退してから国民年金第 3 号被保険者となるまでの期間が空白期間となり、14 年 8 月は国民年金に加入する必要がある。」と言われ、国民年金に加入し、窓口又は送付された納付書で保険料を 1 か月分納付したと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付はできなかったと考えられる上、平成 14 年 4 月以降は、保険料収納業務が市町村から社会保険事務所（当時）に移管されているため、市役所窓口での収納は行っていない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管

理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月

国民年金保険料は口座振替で納付していた。申立期間の保険料は私の通帳に口座から振替がされた記載があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が平成 21 年 3 月 31 日に申立人の銀行口座から口座振替により納付されていることが、申立人の所持する銀行預金通帳に記載されていると申し立てている。しかしながら、口座振替による国民年金保険料の納付は、当月の保険料を翌月の末日に振り替えることとされていることから、同年 3 月 31 日に口座振替により納付された保険料は同年 2 月分であり、申立期間の保険料の口座振替による納付は行われていないと考えられる。

また、申立人は、上記の口座から平成 21 年 3 月に 2 回（2 日及び 31 日）にわたり保険料の口座振替が行われているので、同年 3 月の保険料は納付したはずであると主張しているが、振替日が金融機関の休日に当たる場合には翌営業日に保険料の振替が行われることとされていること、かつ、同年 1 月の保険料の口座振替日である同年 2 月末日が金融機関の休日に当たっており翌営業日は同年 3 月 2 日であったことが確認できることから、同年 3 月 2 日に納付されたのは同年 1 月の保険料であり、同年 3 月 31 日に納付されたのは上記のとおり同年 2 月の保険料であると考えられ、保険料の取扱いに不自然さはない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年10月から11年3月まで

私の国民年金については、平成10年9月か同年10月ころ母がA市役所（現在は、B市役所）で加入手続きをしてくれた。私は学生だったので、母が保険料の免除申請をした。13年5月から同年6月ころまでに保険料の追納通知が郵送されて来たので、同年6月5日か同年同月6日に私がA市役所内のATMで保険料の振込手続きをした。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年9月又は同年10月ころにその母がA市役所で国民年金の加入手続きと保険料の免除申請をし、13年5月又は同年6月ころに保険料追納通知が郵送されたので、申立人が同年6月5日又は同年同月6日ころにA市役所内のATMで、保険料の振込手続きをしたとしているが、13年における保険料追納勧奨状の送付対象者は保険料免除期間終了後、9年目及び10年目の者とされていたことから、保険料免除期間終了後、2年後に同勧奨状が届いたとする申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人は、平成13年6月5日又は同年同月6日にA市役所内のATMで国民年金保険料の振込手続きをしたとしているが、国民年金保険料のATMでの収納が導入されたのは平成16年度であり、申立人の申述には齟齬がある。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学

式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から62年3月まで

私は、結婚して入籍の届出と同時に国民年金に加入し、夫の分を含めて二人分の国民年金保険料を納付してきた。確定申告についても税務署に領収証書を持って行き申告した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届出と同時に国民年金に加入し、申立人の夫の国民年金保険料を含めて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年9月に払い出されており、申立人が申立期間当時、国民年金に加入している可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び氏名検索などの調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できず、申立人もA区から移動していない上、申立人が所持している年金手帳が61年4月以降に使用されている様式の手帳であることから、62年9月以外に加入手続をした事情が見当たらず、申立人は過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしており、当該時点で申立期間のうち、49年7月から60年6月までの保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付してきたと主張しているが、A区では、昭和62年4月から1か月分の保険料を納付できる納付書になったとしており、申立人が保険料の開始を行った時期と符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで
平成元年12月に会社を辞めたので、翌2年1月に国民年金の加入手続をしにA市役所に行った記憶がある。保険料も銀行窓口で納付書により毎月納めていた。その後の会社を辞めたときも保険料を払っているの
で、申立期間の保険料を払わなかったとは考えられない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月にA市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を銀行で納めたとしているが、加入手続及び納付金額についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市の国民年金の被保険者に係る記録により、平成11年3月1日に申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の処理が同時に行われていることが確認できるとともに、オンライン記録により資格取得に伴う申立期間に係る記録の追加が同年4月5日に行われていることが確認できることから、申立人の国民年金への新規加入手続が11年3月に行われ、その手続に伴って申立期間がさかのぼって国民年金の加入期間とされたと推認でき、加入手続が行われた時点では申立期間の保険料は時効により納付できず、申立期間当時に国民年金保険料を納付するために必要な国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 2 月まで

私は大学生であったが、昭和 63 年*月の誕生日で 20 歳になったときに両親と話し合っ^て国民年金に加入することとし、母が A 区役所 B 出張所で加入手続をしてくれた。保険料は送付されてきた納付書で母が毎月納付してくれたはずである。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母は加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の国民年金手帳記号番号払出状況から平成 4 年 6 月ころ払い出されたと推認され、申立人は、国民年金の被保険者資格を同年 5 月 30 日に取得していることが申立人の所持する国民年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から51年3月まで
20歳の時に母親から国民年金に加入していることを聞いた。当時は大学生で収入が無いため、母親が国民年金保険料を納めていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその母が行っていたとしているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母は、当時の状況についてははっきり覚えていないとしており、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月ころに払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和51年度の国民年金保険料を52年3月15日に一括で納めていることから、同時期に国民年金の加入手続をしたものと推認されるところ、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができず、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月から 46 年 6 月まで
② 昭和 46 年 7 月から 50 年 12 月まで

申立期間①については、同郷の元同僚と一緒にA株式会社（B地）に勤務した。私の厚生年金保険の記録には、同社での加入記録が無い。同社に勤務していた当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、C株式会社（D地）に勤務していた。当時一緒に働いていた元同僚二人には、同社での厚生年金保険加入記録が有るようだが、私の厚生年金保険の記録には、同社での加入記録が無い。同社に勤務していた当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が一緒にA株式会社に勤務していたとして名前を挙げた元同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該元同僚の厚生年金保険被保険者記録には、A株式会社に被保険者資格を取得した記録は無い。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に、申立人が申立期間①において、厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人が記憶している元同僚二人の厚生年金保険被保険者記録が、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿で確認でき

ることから、期間の特定はできないが、申立人は、申立期間②当時、同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、当該元同僚二人が、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた期間は、二人とも申立期間②より前であり、申立期間②に、二人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた記録は確認できなかった。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に、申立人が申立期間②において、厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、欠番も無い。

- 3 A株式会社及びC株式会社からは、当時の資料が無いので、申立人が申立期間当時、厚生年金保険の被保険者になっていたことについては不明であるとの回答があった。
- 4 このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月から 37 年 8 月まで
② 昭和 48 年 8 月 16 日から 52 年 8 月 31 日まで
申立期間①は、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間②は、C株式会社での被保険者資格喪失日は昭和 48 年 8 月 16 日となっているが、同社を辞めたのは 52 年 8 月 31 日である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚から、期間の特定はできないものの、申立人がB株式会社に勤務していたとの供述が得られたが、同社は、申立期間①当時の厚生年金保険適用関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、同僚からも申立人の当該期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、複数の同僚は、申立期間①当時、B株式会社には厚生年金保険の未加入期間である試用期間があったとしており、これら同僚が入社したとする日と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の被保険者資格取得日までに、1年以上の未加入期間が確認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C株式会社では申立期間②当時の厚生年金保険適用関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、同僚からも申立人の当該期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、申立人のC株式会社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は昭和48年8月15日であり、申立期間②に申立人の同被保険者記録は無い。

なお、オンライン記録によると、申立期間②は、昭和49年4月から同年12月までの期間を除き、国民年金保険料の納付済期間又は申請免除期間となっている。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 30 日から 46 年 1 月 1 日まで
昭和 43 年 2 月から A 株式会社勤務し、45 年 12 月に B 株式会社へ
移籍し 51 年 10 月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保
険の記録が無いので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 12 月に A 株式会社から B 株式会社へ移籍する際、勤務実態に空白は無かったとしているところ、適用事業所名簿によると、B 株式会社は厚生年金保険の適用事業所となったのは、46 年 1 月 1 日となっており、申立期間においては適用事業所としての記録は確認できないほか、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の A 株式会社における資格喪失日は 45 年 12 月 30 日、B 株式会社における資格取得日は 46 年 1 月 1 日となっている上、申立人の雇用保険資格記録は、A 株式会社における離職日が 45 年 12 月 30 日、B 株式会社における取得日が 46 年 1 月 1 日となっている。

また、同名簿における申立人と同じく昭和 45 年 12 月に A 株式会社から B 株式会社へ移籍したとしている複数の同僚の A 株式会社における資格喪失日及び B 株式会社における資格取得日並びに雇用保険資格記録の A 株式会社における離職日及び B 株式会社における取得日は、それぞれ申立人の資格記録と同じ年月日である。

さらに、現在、当時の当該両事業所の事業を継承している C 株式会社では、当時の書類等も無く、申立人に係る届出や保険料納付については不明としている上、同僚からも申立人の保険料控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 30 日から 46 年 1 月 1 日まで
昭和 43 年 2 月から A 株式会社勤務し、45 年 12 月に B 株式会社へ
移籍し 51 年 10 月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保
険の記録が無いので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 12 月に A 株式会社から B 株式会社へ移籍する際、勤務実態に空白は無かったとしているところ、適用事業所名簿によると、B 株式会社は厚生年金保険の適用事業所となったのは、46 年 1 月 1 日となっており、申立期間においては適用事業所としての記録は確認できないほか、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の A 株式会社における資格喪失日は 45 年 12 月 30 日、B 株式会社における資格取得日は 46 年 1 月 1 日となっている上、申立人の雇用保険資格記録は、A 株式会社における離職日が 45 年 12 月 30 日、B 株式会社における取得日が 46 年 1 月 1 日となっている。

また、同名簿における、申立人と同じく昭和 45 年 12 月に A 株式会社から B 株式会社へ移籍したとしている複数の同僚の A 株式会社における資格喪失日及び B 株式会社における資格取得日並びに雇用保険資格記録の A 株式会社における離職日及び B 株式会社における取得日は、それぞれ申立人の資格記録と同じ年月日である。

さらに、現在、当時の当該両事業所の事業を継承している C 株式会社では、当時の書類等も無く、申立人に係る届出や保険料納付については不明としている上、同僚からも申立人の保険料控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は有限会社Aを昭和 58 年 3 月 31 日付けで退職している。しかし、
国の記録は同日に資格喪失となっている。申立期間について厚生年金
保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している給与明細書により、申立期間（昭和 58 年 3 月）
の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、雇用保険に係る被保険者総合照会により、昭
和 58 年 3 月 30 日離職と記録されていることが確認できる。

また、複数の同僚に申立人が主張する申立期間の勤務実態について照会
したが、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、有限会社Aは、申立人の雇用期間を事業所保管の雇用保険被保
険者資格喪失確認通知書等から昭和 55 年 8 月 1 日から 58 年 3 月 30 日ま
でとしている。

加えて、有限会社Aが保管する雇用保険被保険者離職証明書（事業主
控）の離職理由欄には、「自己希望退職」の記載が確認できる。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算
する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその
資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同
法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなっ
た日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 58 年 3
月 31 日であり、申立人の主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者
期間とならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 28 日から 55 年 8 月 30 日まで
社会保険庁（当時）の被保険者記録照会回答票により、昭和 53 年 7 月 28 日から 55 年 8 月 30 日までのA店（B株式会社）に勤務した期間が、厚生年金保険の被保険者期間から漏れていることが分かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B株式会社に勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、B株式会社では、「申立人は、短時間労働者として勤務していたため、厚生年金保険等の加入はしていなかった。」と回答しているとともに、申立人がパートタイマーとしてC場で勤務していたことを記憶している二人の同僚うちの一人は、「パートタイマーは、厚生年金は未加入だった。」と供述し、ほかの一人は、「従業員は社会保険に加入していたが、パートタイマーは勤務条件に応じて加入していた。」と供述している。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健保証番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 14 日から 46 年 4 月 14 日まで
昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 13 日まで A 株式会社 に勤務したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、44 年 1 月 14 日に被保険者資格を喪失したことになる。資格喪失後の 45 年 4 月に、同社の元請の B 株式会社 から表彰を受けた表彰状があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された表彰状により、申立人が申立期間において A 株式会社（昭和 45 年 4 月 27 日以前は、C 社）に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が名前を挙げている当時の同僚の一人は、「自分は昭和 43 年 11 月末に C 社を離職したが、当時、同事業所の経営状態があまり良くなかったので、事業主の一方的な都合で、実際に勤務していても厚生年金保険の資格を喪失させられた者がいたのではないかと思う。」と供述しているところ、申立人と同時期に資格喪失している二人の同僚は、資格喪失後も継続して同事業所に勤務していたと供述しており、事実、この二人の雇用保険の被保険者記録も資格喪失後において継続していることが確認できることから、申立期間当時、同事業所は実際に勤務している多数の従業員について、厚生年金保険の資格を喪失させたことがうかがわれる。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格喪失日が昭和 44 年 1 月 14 日と記録されている上、健康保険被保険者証も、同年 2 月 4 日には社会保険事務所（当時）に返納されていることが確

認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元事業主に照会したが回答を得ることができず、このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年8月1日まで
A会からB会に出向になっていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はB会に勤務していたのは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A会及びB会から提出された人事記録により、申立人は、申立期間にA会からB会に出向し、同会に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B会は、昭和28年8月1日に適用事業所になっているのがオンライン記録及び適用事業所名簿から確認できるが、同会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、適用欄に任意包括適用事業所である旨の「任包」の表示があり、「要注、昭和36年1月1日以前は健康保険のみ適用」と記載されている上、同名簿の申立人の厚生年金保険の記号番号欄が空白になっていることから、同会は、申立期間当時、強制適用事業所ではなく、健康保険のみの認可を受けた任意包括適用事業所であり、厚生年金保険については、適用事業所になっていなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、出向元であるA会において昭和27年8月5日に被保険者資格を取得し、30年4月1日に被保険者資格を喪失している記録のみであり、B会における申立期間の加入記録は無い。

さらに、申立人の申立期間当時にB会に勤務していた同僚に照会を行っ

たところ、複数の同僚は、「B会において、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 36 年 1 月 1 日であり、それ以前は健康保険のみ加入していた。」と供述しており、厚生年金保険については、いずれも、オンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、B会では、申立期間当時の厚生年金保険の適用等の関係書類は保存されておらず、申立人の保険料控除については不明としている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から24年4月1日まで
A地のBビルにあったC部に、昭和21年4月から24年3月まで勤務していた。そこではD担当をしていた。給与は、E事務所から支払われていたため、厚生年金保険に加入していたと思うが、被保険者記録が無いとのことである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C部における勤務状況を具体的に供述しており、その内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことはうかがえる。しかし、F関係施設であるC部における申立人の勤務実態について、E事務所の記録管理業務を引き継いでいるG事務所に照会したところ、申立人は昭和24年4月1日から25年1月4日までF施設に勤務していた記録があるが、24年4月1日より前の期間について資料を保有していないことから、申立人の申立期間の勤務実態について確認することができないとしている。

また、厚生年金保険の適用事業所検索システムにより、C部を検索したが該当が無い上、H事務所が管理するF関係施設に係る適用事業所一覧により、適用事業所の所在地としてBビルの記載がある3施設について、適用事業所となった日を見ると、いずれの施設も昭和24年4月1日以降であることが確認できるとともに、当該3施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人を確認することができなかった。

さらに、F関係の労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23

年 12 月 1 日付け保発第 92 号) に基づき、厚生年金保険法における「国の事務所」に使用される者として、強制被保険者として適用されることとされ、当該労務者を管理していた I 事務所に係る前記名簿の記録から、被保険者の資格取得日が 24 年 4 月 1 日以降であることが確認できる。

加えて、申立人は、C 部に勤務していた申立期間当時の同僚を覚えていない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から33年9月21日まで
今回、日本年金機構から届いた通知を見たら、A株式会社の期間が脱退手当金を受給した記録となっている。しかし、当時脱退手当金という制度は知らず、結婚退職ではなかったので受け取った記憶は無い。脱退手当金を受給した期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性同僚について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む昭和32年から35年までの期間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格がある9人のうち8人が脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月27日から同年7月1日まで
船舶所有者のA株式会社の下で、昭和35年6月27日から同年7月1日までB船のC職として籍を置き船員保険に加入していたはずである。
しかし、この期間の船員保険の記録が見つからないので、調査の上、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によると、申立人は、申立期間においてA株式会社所有のB船での雇入れ及び雇止めをD出張所により公認されたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時のB船の船長は、「昭和35年6月30日に下船し、同船は検査、整備、燃料補給等のため1か月以上E地に停泊しており、申立人が航海に出ることは考えられない。」と供述し、また、申立人の船員手帳の雇止事由欄に、「社命転船」と記載があることについて、「申立人については記憶が無い。当時、A株式会社は、B船1艘^{そう}しか保有しておらず、漁に関してはF株式会社（現在は、G株式会社）に委託運航で一任していた。社命転船は同社が人事権をもっていたので、申立人の申立期間の1か月後の35年8月1日からH船の船員保険の被保険者記録があることを考慮すると、会社都合で申立人に転船を命じたものと推察できる。」と供述している。

また、B船の船舶所有者であったA株式会社は、当時の資料が無いことから、申立人の申立期間の勤務実態について不明としている。

さらに、B船で当時雇用契約の手続業務を担当していた事務長は、「申立人について記憶が無い。また、雇用実態が4日で雇止事由が社命転船で

あれば、F株式会社が申立人の船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日の記録を取り消した上でA株式会社に連絡していると思う。」と供述している。

加えて、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月ころから19年10月1日まで
② 昭和19年10月1日から21年3月ころまで

夫は、A軍の召集が解除となった後、株式会社B（現在は、株式会社C）D支店に私（申立期間当時は、E）と一緒に勤務していたが、戦災のために厚生年金保険の記録は燃えてしまったということで、この銀行で厚生年金保険の被保険者になっていた記録が残されていない。

この銀行の被保険者期間について、私が被保険者であったことは燃え残っていた記録から確認されているが、夫も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社BのD支店は、昭和19年の法律改正の適用拡大により、同年10月1日に厚生年金保険法が適用された事業所であることから、同年9月30日までは、当該事業所における従業者は厚生年金保険被保険者に該当しない期間である。

2 申立期間②について、株式会社Cでは、株式会社Bに係る資料が保存されていないため、申立人の勤務実態を確認することができないとしているが、同社D支店における申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚の全員が、「昭和20年の戦災でF地からG地まで焼け野原となり、D支店も焼失したので、従業者はH支店に移って業務を継続した。」と供述しており、申立人も「戦災で、社会保険事務所（当時）の記録も燃えてしまったらしい。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、被保険者氏名欄に二人分の欠落が認められるが、年金手帳記号番号払出簿において、当該欠落部分については女性の被保険者と確認できる上、年金手帳記号番号の欠番や被保険者氏名の欠落が無く払い出されていることが確認できる。

また、複数の同僚が、「D支店には、申立人のほかにIという男性が勤務していた。戦時中だったので、男性職員は徴用等でいなかったことが多い。」と供述しているところ、前述の払出簿の記録において、申立人及びIの氏名は見当たらない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録における氏名照会の結果から、申立期間②における申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、軍歴記録を保管するJ地に申立人の軍歴について照会したが、当該期間における申立人の軍歴は見当たらないとしている。

加えて、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除については、株式会社Cでは、株式会社Bにおける人事資料等を保存していないことから、確認することができないとしており、申立人も明確に記憶していない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月22日から同年3月2日まで
② 平成9年2月1日から同年4月21日まで

年金加入後、私が年金を不払したことは一度もなく、転職などにより国民年金と厚生年金保険を相互に切り替える必要があった場合でも、私自身で遅滞なく変更手続を行ってきた。よって、株式会社Aと株式会社Bとの間の申立期間①及び株式会社BとC株式会社（現在は、D株式会社）の間の申立期間②の厚生年金保険期間の空白期間については、新旧の所属会社が正確な手続を行わなかったために生じたか、あるいは国又は地方公共団体の年金担当の指導不足又は記載手続ミスにより発生したものと思料する。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立人は、株式会社Aを平成4年2月21日に離職し、株式会社Bにおいて同年3月2日に資格取得しており、厚生年金保険の両社における資格喪失日及び資格取得日と合致していることが確認できる。

また、株式会社Aの事業主から、「関連資料等の法定保存期限を経過しており、会社は平成19年3月*日をもって閉鎖しているので、資格喪失届出の内容や保険料控除等については不明である。」との回答があったが、複数の元同僚が、同社における自分の退職日と厚生年金保険の資格喪失日に違いは無いと供述している。

さらに、株式会社Bから提出された申立人の平成4年3月分及び同年4月分の賃金台帳・給与明細一覧表によると、申立人は、4年3月分給

与から社会保険料（厚生年金保険料）を控除されておらず、同年4月分給与から社会保険料控除が開始されていることが確認でき、事業主は、保険料を翌月に控除していたと回答していることから、申立人は、同年2月分の社会保険料を給与から控除されていないと判断できる。

加えて、株式会社Bから提出された申立人に係る健康保険被保険者資格取得確認通知書によると、事業主は、申立人が平成4年3月2日に被保険者資格を取得した旨の届と申立人が記載した被扶養者異動届を同年同月5日付けで社会保険事務所（当時）に提出しており、社会保険事務所が同年同月7日付けで資格取得の確認押印をしている。

- 2 申立期間②について、株式会社Bから提出された平成9年1月分及び同年2月分のタイムカード及び申立人が勤務内容を申告した同年2月分の給与計算書によると、申立人は、同年1月31日まで出勤し同年2月1日以後は同社に出勤していないことが確認でき、給与計算書の2月1日の欄に申立人自筆で「退職」の記載が確認できるとともに、交通費の請求が同年1月31日までの出勤日数である10日分となっていることが確認できることから、申立人は、同年1月31日に同社を退職したと判断できる。

また、株式会社Bから提出された申立人に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主は、申立人が平成9年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を同年同月12日付けで社会保険事務所に提出しており、その時に申立人とその被扶養者の健康保険証を社会保険事務所に返却していることが確認できる。

さらに、D株式会社で保管している申立人に係る人事・採用管理書によると、申立人の同社面接日が平成9年2月14日、入社日が同年4月21日として採用されていることが確認でき、同社から提出された9年5月度出勤簿によると、申立人の欄に同年4月21日入社の記事とともに、同年4月11日から同年同月20日までの出勤欄に「×」の記載があり、申立人は、同年4月21日から出勤したことが確認できる。

加えて、D株式会社から提出された申立人に係る平成9年分給与所得に対する源泉徴収票によると、申立人は、同年2月分から同年4月分までの給与を同社から支給されておらず、社会保険料も控除されていないことが確認できる。

なお、申立人の雇用保険記録によると、申立人は、株式会社Bを平成9年1月31日に離職し、D株式会社において同年4月21日に被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の両社における資格喪失日及び資格取得日と合致していることが確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から同年6月1日まで
昭和31年5月から34年9月に退職するまでA院（現在は、B院）で継続して勤務していたのに、被保険者記録照会回答票によると被保険者期間に空白期間があるので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A院で、昭和32年6月1日に被保険者資格を取得している同僚C職が、「私がA院で勤務し始めたとき、申立人は、既にD職としてE担当や、F担当などを行っていた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同院に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B院は、「保管してある資料では、申立人の資格取得日が昭和32年6月1日、資格喪失日が34年9月30日と確認できるのみであり、申立期間に係る申立人の勤務状況や保険料控除については、確認できる資料が無いため、不明である。」と回答している。

また、申立期間に同院に勤務していた同僚14人に申立人の勤務期間や社会保険の適用状況について文書で照会し、7人から回答があったが、このうち3人は、申立人を覚えているものの、申立期間の勤務実態や社会保険の適用状況については明確な記憶が無いと供述している上、うち一人は、自身が勤務し始めた時期と社会保険の加入時期には数か月のずれがあるとしていることから、同院における厚生年金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立期間当時の3人の社会保険事務

担当者は、一人は既に亡くなっており、二人は所在が確認できないことから、供述を得ることができない。

加えて、申立人の同院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得及び喪失日はオンライン記録と一致しており、訂正等の痕跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、事業所が移転したり、社名が変更したことはあったものの、昭和 62 年 7 月に退職するまで継続して A 社（現在は、有限会社 B）に勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 社に継続して勤務していたことは、当時の事業主及び同僚の供述から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 43 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、新たに有限会社 B として適用事業所となったのは、同年 10 月 1 日であったことが確認できる。

また、A 社の当時の事業主は、「C 市に移転し落ち着くまで厚生年金保険に加入しない空白の期間があったと思うが、当時の関係書類は保管していないため、保険料控除については確認できない。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる給与明細書等を保管していないことから、申立人と同様に A 社が適用事業所でなくなった昭和 43 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し、移転先で適用事業所となった同年 10 月 1 日に資格を取得している同僚を健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認したところ、申立人のほかに 3 人確認できるが、二人は所在が確認できず、連絡の取れた一人の同僚も給与明細書等の資料は保管していないことから、給与からの保険料控除を確認することができない。

加えて、A社が移転後に適用事業所となった昭和43年10月1日に上記の4人を除き被保険者資格を取得している5人のうち、二人はA社に勤務するようになったのは43年4月及び同年5月ころであったと記憶しているが、被保険者資格を取得する前の期間の給与からの保険料控除については、明確な記憶や、給与明細等の資料の保管も無い上、ほかの一人は亡くなっており、二人は連絡が取れないことから、申立期間の給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 1 月 16 日まで
昭和 44 年 5 月から株式会社AのB店に勤務し、45 年 1 月半ばからC店に転勤になったが、B店にいた時の厚生年金保険の記録が無い。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社AのB店に勤務していたと申し立てているが、同社は、申立人については厚生年金台帳以外に記録は無く詳細は不明とし、同台帳では、申立人の資格取得日は昭和 45 年 1 月 16 日となっており、資格取得日はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、当時の同僚及び上司の名前を記憶していないため申立期間前後に厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の記録は無く健康保険の払出番号に欠番は無い上、申立人の雇用保険の被保険者記録も、資格取得日が昭和 45 年 1 月 16 日、離職日が同年 3 月 15 日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4681 (事案 348 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)からもらったが、当時は、A株式会社、B株式会社及びC株式会社の事業主同士の話し合いで1日の空きも無く次の会社に移るように取り決められていた。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に、当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 24 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立期間①については、今回、A株式会社及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてA株式会社で被保険者資格を昭和 44 年 4 月 21 日に喪失し、B株式会社で同資格を同年 5 月 1 日に取得したことが確認できる同僚のうち前回照会した者を除く同僚全 8 人に新たに照会して 4 人から回答があったが、申立人の申立内容に係る具体的な供述は得られなかった。

また、A株式会社は、「申立人は、昭和 39 年 1 月 4 日から 44 年 4 月 20 日まで勤務していた。」と回答しており、かつ、B株式会社は既に倒産している上、事業主は所在不明であり、当時の状況を確認することができない。

申立期間②については、今回、B株式会社及びC株式会社に係る同名簿においてB株式会社で被保険者資格を昭和46年4月21日に喪失し、C株式会社で同資格を同年5月1日に取得したことが確認できる同僚のうち前回照会した者を除く同僚全7人に新たに照会して3人から回答があったが、申立人の申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった。

また、C株式会社は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の届出、保険料の控除及び納付について不明と回答している。

さらに、B株式会社は既に倒産しているが、A株式会社及びC株式会社は、A株式会社、B株式会社及びC株式会社の従業員の相互間の異動に係る事業主同士の取り決めの存在については不明であると回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年ころから 63 年ころまで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間には、A 区の株式会社 B（現在は、株式会社 C）に勤務し、D の仕事をしていた。同社には、新聞折り込み広告の社員募集に応募して正社員として採用されたと記憶している。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人の申立期間のうち昭和 56 年 7 月 27 日から同年 11 月 5 日までの間、申立人が株式会社 B に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、当時の同僚を記憶していないことから、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により申立期間において被保険者記録のある同僚 24 人に照会したところ、回答のあった 10 人のうち二人が申立人の勤務に記憶は有ると供述しているものの、勤務していた期間や保険料控除については分からないとしているなど、申立期間における勤務実態及び保険料控除について明確な供述を得ることができなかった。

また、当該事業所の事業主は、「当時の人事、給与の関係資料が残っていないため申立人の勤務実態や保険料の控除については分からない。社会保険関係の書類は残っているが申立人に関する記録は無い。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間において整理番号は連番で付番され欠番の無いことが確認できる上、厚生年金基金の申立人に係る被保険者記録も無い。

加えて、E市及びF市に照会したところ、申立人は、申立期間において国民健康保険の被保険者であるとの回答があった上、オンライン記録により、申立期間において国民年金に加入し昭和 56 年 4 月からの国民年金保険料（付加保険料を含む）は納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 30 日から 52 年 6 月 11 日までの
うちの一部期間

昭和 48 年 11 月 30 日から 52 年 6 月 11 日までの期間において、具体的な勤務期間は失念したが、株式会社 A (B 支店) 及び株式会社 C の 2 社で D 職として働いていた。両社では確かに厚生年金保険に加入していたはずなので、これら事業所における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が株式会社 A (B 支店) に勤務していたとする期間について、同社元事業主に照会したが宛先不明で返送され、申立人の勤務の実態及び保険料控除は不明である。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 48 年 11 月 30 日から 52 年 6 月 11 日までの期間に被保険者記録のある同僚 14 人に照会したところ、回答のあった 4 人のうち E 職であったとする者は申立人の記憶は無いとしており、F 職として勤務していたとする同僚も、「当時 G 職は 5 人から 7 人勤務していたが、申立人はいなかった。」と供述している上、ほかの一人は、「G 職にはアルバイトとして勤務し、厚生年金保険に加入しない者も多くいた。」と供述している。

さらに、申立人が株式会社 A (B 支店) に勤務していたとする時期や期間があいまいである上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 48 年 11 月 30 日から 52 年 6 月 11 日までの期間に申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無い。

2 申立人が株式会社Cに勤務していたとする期間について、申立人は、「ちゃんとしたH業務をする会社を選んで働いたので、自分は株式会社Cに勤務したはずだ。」と主張している。

しかしながら、同社総務部長は「当社はI業であり、自社でJ業はしていない。しかし、申立期間当時、K店がテナントとしてL施設の地下に入居しており、昼はMも提供していた。」と供述しており、同社の当時の従業員5人に照会し回答のあった4人は、同社にN業務を担当する部署は無く、従業員としてG職はおらず、申立人のことは知らないと供述している上、うち一人は、「L施設内にK店が在り、運営会社はO株式会社であった。」と供述している。このことについて申立人は、K店においても仕事をしたことを認めていることから、K店の運営会社とされるO株式会社において、申立期間に厚生年金保険の記録がある者8人に照会したところ、回答のあった一人は、「勤務していたK店は、P業をしていたが、申立人のことは知らない。厚生年金保険に加入しなかった同僚もいた。」と供述している。

また、申立人が株式会社C及びO株式会社に勤務していたとする時期や期間はあいまいである上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和48年11月30日から52年6月11日までの期間に申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
私は、高校卒業後の平成 16 年 4 月 1 日に株式会社Aに入社し、同年 7 月 31 日に退職したが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社に係る厚生年金保険の資格喪失日は、同年 7 月 31 日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、株式会社Aを退職後に就職（平成 16 年 8 月 2 日）したB事務所発行の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票の適用欄には、「前職「株式会社A」16.7.31退職」の記載がある。

しかしながら、上記源泉徴収票の適用欄には、株式会社Aに係る社会保険料控除額は6万1,087円とあり、当該控除額を検証したところ、3か月分の社会保険料（厚生年金保険・健康保険・雇用保険料）とほぼ一致することから、平成 16 年 7 月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが認められる。

また、事業主は、「申立人は、平成 16 年 7 月 30 日退社のため、申立てどおりの届出は行っていない。」と回答しているところ、雇用保険の離職日は、同年 7 月 30 日であり、C組合の資格喪失日は、厚生年金保険と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 21 日から 64 年 1 月 1 日まで
私は、A株式会社にて昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 12 月末日まで 21 か月勤務した。入社月から退職月まで保管してある給与明細書にも 21 回の厚生年金保険料の控除がある。しかし、年金事務所の記録は同年 11 月までとなっており、同年 12 月分の記録が無い。1日も早く、記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社の給与明細書により、申立人は、同社に入社した昭和 62 年 4 月から、退職した 63 年 12 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、A株式会社が提出した申立人の昭和 63 年分源泉徴収票に記載されている退職日及び同僚の回答書等から、申立人の退職日は、昭和 63 年 12 月 20 日又は同月 21 日のいずれかの日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 63 年 12 月 21 日又は同月 22 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、昭和 63 年 12 月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えら

れる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4687 (事案 1986 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から28年6月1日まで

A会を退職した際に、B会と同会の被保険者期間に係る脱退手当金は請求したが、C社D支店の被保険者期間に係る脱退手当金は請求していない。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A会（以下「E会」という。）を退職した際に、B会（以下「F会」という。）とE会の被保険者期間に係る脱退手当金は請求したが、C社D支店（以下「G社」という。）の被保険者期間に係る脱退手当金は請求していないとしている。

しかしながら、申立人がF会に就職した際に払い出された厚生年金保険記号番号は、申立人がG社に就職した際に払い出された厚生年金保険記号番号に統合（昭和29年3月6日）されており、脱退手当金支給決定日（33年2月28日）において、G社、F会及びE会の被保険者期間は同一の厚生年金保険記号番号であることが、厚生年金保険被保険者台帳及び各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであることから、同一の厚生年金保険記号番号で管理されていた前述の3つの事業所に係る被保険者期間が脱退手当金の計算の基礎とされた一連の事務処理に不自然さやうかがえないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月13日付けで申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般の再申立ての審議に当たり、申立人から新たな資料等は提出されておらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 48 年 12 月まで

A社（現在は、B株式会社）に昭和 44 年 8 月から 48 年 12 月まで勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録によれば、厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立人が記憶していた当時の同僚のうち一人がオンライン記録で株式会社Cの被保険者として確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、事業主の回答及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和63年9月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により確認できた同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和63年9月1日と同日であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できないなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から32年4月1日まで
② 昭和32年12月10日から34年6月1日まで

社会保険庁(当時)の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間が昭和32年4月1日から同年12月10日までとなっている。私は実際には27年5月から34年6月まで勤務しており、勤務した期間と比べてあまりにも被保険者期間が短い。履歴書を提出するので、申立期間もA社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における当時の同僚は、申立人が同事業所に昭和27年ころには在籍していたと供述していることから、申立人が申立期間①当初に同事業所に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和24年ころから勤務していたとする同僚は30年10月の取得となっているほか、ほかの同僚からも入社後すぐに加入させていなかったのではないかと供述が得られた。

また、当時の事業主は既に死亡している上、当時のほかの同僚からも、申立人の勤務期間及び社会保険の加入状況等について具体的な供述が得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳番号払出簿によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者手帳番号は、昭和32年4月に払い出されている旨の記載がされている。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した昭和 52 年ころに作成したと思われる履歴書には「32年10月 A社退職」と記載されている。
また、当時の事業主は既に死亡している上、同僚からも、申立人の勤務期間及び社会保険の加入状況等について具体的な供述が得られなかった。
さらに、申立人は当時の給与明細書等を所有していないため、給与から保険料が控除されていたことの確認ができない。
- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年5月24日まで

社会保険庁（当時）の記録によれば、A株式会社における申立期間の標準報酬月額は22万円であるとのことであるが、私が所持する同社が発行した平成8年4月分の給与支払明細書の支給合計額は約26万円となっていることから、当該記録に納得がいかない。

同明細書を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA株式会社が発行した平成8年4月分の給与支払明細書から、8年4月に申立人に支払われた給与の支給合計額は、申立人が主張するとおり26万2,908円であることが確認できる。

しかしながら、当該明細書から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）に見合った厚生年金保険料（1万8,150円）が控除されていることが確認できる上、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失後である平成8年5月30日に定時決定の処理はされているものの、申立人に係る被保険者原票照会回答票からは、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められない。

また、A株式会社は、平成22年3月*日に清算終了していることが閉鎖事項全部証明書から確認でき、さらに、申立期間当時に社会保険手続及び給与計算を受託していたとする社会保険労務士事務所は、当時の関連資料は既に処分しており、申立人の申立期間当時の標準報酬月額等については確認することができない旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
60 歳になり、年金受給の申請をするために社会保険事務所（当時）へ行ったときに、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給された記録になっていることを知った。同社の同僚の中には脱退手当金を請求した者もいたが、自分は将来のために脱退手当金は請求せず、同社を退職後も、すぐに国民年金に加入した。自分は脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日
社会保険庁（当時）の記録によれば、A株式会社における平成 15 年 12 月の賞与の届出に基づく厚生年金保険の被保険者記録が無いが、賞与の支払明細書によると保険料が控除されている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社が支給した平成 15 年 12 月分賞与の支払明細書により、申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料として 6 万 1,110 円が控除されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、平成 15 年 12 月 31 日にA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年同日に株式会社Bに係る資格を取得していることから、15 年 12 月賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

また、申立人が保管する両社の平成 16 年 1 月の給与明細書によれば、15 年 12 月の厚生年金保険料は、A株式会社の給与からは控除されておらず、株式会社Bの給与から控除されていることが確認できる。

このことについて、両社の親会社であるC株式会社人事部は、「社内規定により、申立人は、定年となる誕生日の平成 15 年*月*日にA株式会社を定年退職し、同年 12 月 31 日に株式会社Bに転籍した。同年 12 月は株式会社Bで被保険者資格が発生したことで、A株式会社での賞与分が厚生年金保険の対象外となってしまったので、年金記録訂正が不可能な場合は控除した保険料を申立人に返金する必要があると考える。」と供述している。

さらに、C株式会社人事部が提出した人事記録からも、申立人の転籍の経緯及び厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の手續には不自然さは見られない上、雇用保険の記録によれば、A株式会社に係る離職日は平成15年12月30日、株式会社Bに係る取得日は同年12月31日であることが確認できる。加えて、D基金及びE組合の両社に係る資格喪失日及び取得日は同年12月31日であることが確認できる。

なお、厚生年金保険法では、第19条第1項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成15年12月は、A株式会社において厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に同社から支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。